

番号	事業名	地区名	主要工事	配慮する施設等	配慮内容	検討会での意見	処理方針	新規・計画変更・ 軽微地区の区別
1	農村地域防災減災事業 ため池整備事業	荒池	ため池改修工 N=一式	ため池	・掘込式仮設溜池の設置	・環境配慮内容について了解	・計画どおりの実施	新規地区
2	農業水路等長寿命化・防災減災事業 防災減災対策（ため池整備）	牛子沢	ため池改修工 N=一式	ため池	・脱出スロープの設置	・環境配慮内容について了解	・計画どおりの実施	新規地区
3	福島復興再生加速化交付金 農地整備事業（経営体育成型）	山田浜	区画整理工 A=40.8ha	水路	・多自然型排水路の設置 ・脱出スロープの設置	・環境配慮内容について了解	・計画どおりの実施	新規地区
4	福島復興再生加速化交付金 農地整備事業（経営体育成型）	井田川	区画整理工 A=141.0ha	水路	・多自然型排水路の設置 ・脱出スロープの設置	・環境配慮内容について了解	・計画どおりの実施	新規地区
5	福島復興再生加速化交付金 農地整備事業（経営体育成型）	上栲窪	区画整理工 A=91.5ha	水路	・多自然型排水路の設置 ・脱出スロープの設置	・環境配慮内容について了解	・計画どおりの実施	新規地区
6	福島復興再生加速化交付金 農地整備事業（経営体育成型）	藤橋	区画整理工 A=40.0ha	水路	・多自然型排水路の設置	・環境配慮内容について了解	・計画どおりの実施	新規地区
7	福島復興再生加速化交付金 農地整備事業（経営体育成型）	小山田	区画整理工 A=49.6ha	水路	・脱出スロープの設置	・環境配慮内容について了解	・計画どおりの実施	新規地区
8	福島復興再生加速化交付金 農地整備事業（経営体育成型）	小屋木	区画整理工 A=62.0ha	水路	・多自然型排水路の設置 ・脱出スロープの設置	・環境配慮内容について了解	・計画どおりの実施	新規地区
9	農業水路等長寿命化・防災減災事業 湛水防除事業	新田	排水機場改修工 N=一式	—	・低騒音、低振動等の重機の使用	・環境配慮内容について了解	・計画どおりの実施	新規地区
10	農村地域防災減災事業 ため池整備事業	申田	ため池改修工 N=一式	ため池	・低騒音、低振動等の重機の使用 ・防護柵を景観色に塗装	・環境配慮内容について了解	・計画どおりの実施	新規地区
11	農業競争力強化農地整備事業 農地整備事業（経営体育成型）	三穂田中部	区画整理工 A=69.1ha	水路	・多自然型排水路の設置	・環境配慮内容について了解	・計画どおりの実施	新規地区
12	福島復興再生加速化交付金 農地整備事業（経営体育成型）	高久田	区画整理工 A=49.1ha	水路	・多自然型排水路（せせらぎ水路）の設置	・環境配慮内容について了解	・計画どおりの実施	新規地区
13	農業水路等長寿命化・防災減災事業 長寿命化対策（水利施設整備事業）	山ノ入2期	水管理施設整備 N=一式	—	※1	・環境配慮内容について了解	・計画どおりの実施	軽微地区※2
14	農業水路等長寿命化・防災減災事業 防災減災対策（地域防災上のリスク除去）	中ノ内	ため池開削工 N=一式	ため池	・上流側の環境を変化させないよう、堤体は必要最低限の開削とする。	・環境配慮内容について了解	・計画どおりの実施	軽微地区※2
15	農山魚村地域整備交付金 農業集落排水事業（機能強化）	湊	農業集落排水処理施設機器更新 N=一式	—	※1	・環境配慮内容について了解	・計画どおりの実施	軽微地区※2
16	農山魚村地域整備交付金 農業集落排水事業（機能強化）	北会津	農業集落排水処理施設機器更新 N=一式	—	※1	・環境配慮内容について了解	・計画どおりの実施	軽微地区※2
17	農山魚村地域整備交付金 農業集落排水事業（機能強化）	上郷・新郷	農業集落排水処理施設機器更新 N=一式	—	※1	・環境配慮内容について了解	・計画どおりの実施	軽微地区※2
18	農業水路等長寿命化・防災減災事業 防災減災対策（地域防災上のリスク除去）	下郷第一	ため池開削工 N=一式	ため池	・上流側の環境を変化させないよう、堤体は必要最低限の開削とする。	・環境配慮内容について了解	・計画どおりの実施	軽微地区※2
19	農業水路等長寿命化・防災減災事業 長寿命化対策（水利施設整備事業）	駒ヶ嶺	フィルダム補修工 N=一式 堰体補修工 N=一式 管水路補修工 N=一式	—	※1	・環境配慮内容について了解	・計画どおりの実施	軽微地区※2
20	農山漁村地域復興基盤総合整備事業 農地整備事業（経営体育成型）	下仁井田	区画整理工 A=40.4ha	水路	・ビオトープ池の設置	・環境配慮内容について了解	・計画どおりの実施	計画変更地区

※1 施設内の機器類の更新及びポンプ設置のため、環境への影響は軽微なことから配慮は特になし

※2 工事内容が機器更新等の環境への影響が軽微な地区

○検討会委員からの主な意見

- ・福島県独自の希少野生動植物種だけでなく、環境省で注意喚起している希少野生動植物種も十分に注意すること。
- ・現地調査では、発見された種の特定をすること。その上で環境配慮工法を検討すること。



○今後の対応

- ・環境省の情報も確認し、全国の希少野生動植物種の保護に努めます。
- ・現地調査で発見された生物の正式名称を把握できるように努めます。また、生物の種が特定できない場合は専門家へ確認できるような仕組み作りを検討します。